

令和5年 3月 3日

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

## 北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
3UB0003	木屑(売払) ※売払条件書のとおり	契約相手方処分場	6.3.31	5.3.3	5.3.17	5.3.17 1200	防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) は問わない。 ただし、搬入場所が恵庭、 千歳、苫小牧、北広島、札 幌各市内になる業者とす る。	

### 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先

〒 061-1393

北海道恵庭市西島松308番地

陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処調達会計部契約課

TEL: 0123-36-8611 担当: 第2契約班 (内線: 5257、5342)

FAX: 0123-36-8719 (直通)

# 売払条件書

## 1 適用範囲

この売払条件書は、北海道補給処の保有する木屑の売払いの条件を規定する。

## 2 用語の定義

この売払条件書で用いる用語の定義は、次による。

- (1) 木屑とは、木製パレット及び廃木材をいう。(腐食したものを含む)
- (2) 請負業者とは、木屑を自社で解体することが出来る者をいう。

## 3 木屑の加工に関する要求

金属、ロープ等の処分については請負業者による。

## 4 管理要領に関する要求

- (1) 木屑の運搬は、官側が行うものとする。
- (2) 計量は搬入の都度、車両1台毎に行い、それぞれの車両に重量伝票等を作成し官側の代表者に提出するものとする。
- (3) 木屑の卸下場所等の細部については請負業者が指定するものとする。
- (4) 加工前の木屑は、工場外への持ち出し、又は他の業者への売却をしてはならない。

## 5 売払対象品目

品名	規格
木製パレット(大)	約 蓋 36.3×72×7cm 下駄 72.3×48.1×16.9cm
木製パレット(中)	約 蓋 36.3×72×7cm 下駄 36.3×72×12.5cm
廃木材	約 15cm×8cm×2m

## 6 搬入予定時期、発生予定重量

搬入予定時期	発生予定重量
5. 4. 17 ~ 5. 4. 28	1,000 kg
5. 5. 8 ~ 5. 5. 31	2,000 kg
5. 6. 1 ~ 5. 6. 30	2,000 kg
5. 7. 3 ~ 5. 7. 31	1,000 kg
5. 9. 1 ~ 5. 9. 29	2,000 kg
5.10. 2 ~ 5.10. 31	2,000 kg
5.11. 1 ~ 5.11. 30	3,000 Kg
5.12. 1 ~ 5.12. 22	1,000 Kg
6. 3. 1 ~ 6. 3. 29	1,000 Kg
計	15,000 kg

## 7 その他の指示

- (1) 請負業者は、契約担当官の承認を受けないで契約状況(特に表示・重量)を第三者に開示してはならない
- (2) 全数量処分後に引き渡した総重量、最終処分日を記載した報告書を契約担当者に提出するものとする。

## 要 望 書

- 1 官側が、木屑を業者の指定する場所まで搬入を含めて、島松駐屯地から往復で3時間以内（恵庭市・千歳市・苫小牧市・北広島市・札幌市）
- 2 計量については、木屑の搬入の都度車両ごと測定できる施設があること
- 3 木製パレットは解体せずに搬入可、また廃木材（15cm×8cm×2m以下）に釘やネジ等が混在可であること